

## 守谷イメージ画使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この告示は、守谷イメージ画の使用について必要な事項を定めることにより、本市の魅力をも市の内外へ効果的に宣伝し、市のイメージアップを図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この告示において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 守谷イメージ画 市の魅力及びイメージの発信を目的とし、市が委託して制作したイラスト
- (2) イメージ画基本形 守谷イメージ画を使用に供するため電子データ化したイラスト(別図)
- (3) モチーフ イメージ画基本形内に配置されている個別のイラスト
- (4) シティプロモーション活動 市の魅力を市の内外に発信し、市のイメージアップを図る活動を指す。
- (5) 非営利利用 イメージ画基本形及びモチーフ(以下「イメージ画」という。)を、著作権法(昭和45年法律第48号)第30条から第47条の6に規定する著作権の制限に該当する活動及び営利を目的としない活動で使用する。
- (6) 商用利用 イメージ画を、前号に定める使用以外の目的により使用すること。

### (イメージ画に関する権限)

第3条 イメージ画に関する著作権は、守谷市に帰属する。

### (使用対象者)

第4条 イメージ画を使用できる者は、市のシティプロモーション活動に共感し、かつ協力する目的で使用しようとする者とする。

### (使用及び使用の申請等)

第5条 イメージ画を商用利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用開始前に市長に守谷イメージ画使用申請書(様式第1号)(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて提出し、その承認を得なければならない。

2 イメージ画を非営利利用しようとする者は、前項の規定による申請を省略することができる。

### (使用承認基準)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、使用の可否を決定し、守谷イメージ画使用承認(不承認)通知書(様式第2号)により通知する。

2 市長は、前項の審査において使用内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを承認しないものとする。

- (1) 市のPR及びシティプロモーションという趣旨に反するおそれがある場合
- (2) 市の事業又は市の認めた関連事業を推進する上で支障となるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがある場合
- (4) 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれのある組織又は団体が利用するおそれがある場合
- (5) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがある場合
- (6) 自己の商標若しくは意匠として独占的に使用し、又はそのおそれがある場合
- (7) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (8) 使用上の遵守事項を守らない等、正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (9) その他承認することが適当でないと認められる場合

3 第1項の規定による承認には、条件を付することができる。

(使用の禁止)

第7条 前条第1項の規定による承認を得たイメージ画の使用が同条第2項に該当すると認められる場合、市長は、使用の承認を取り消すことができる。

2 前項の規定は、非営利利用による使用に関しても適用されるものとする。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、当該承認に係るイメージ画を使用した物件をいかなる場合であっても使用してはならない。

4 市長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対して当該承認に係るイメージ画を使用した物件の回収を求めることができる。

5 前条の承認を受けないでイメージ画が使用された場合、前項までの規定を適用するものとする。

(使用承認後の手続き)

第8条 申請者は、市長の承認を得てイメージ画を使用する場合、イメージ画を使用した物件が完成したときは、速やかに市に提出するものとする。ただし、提出が困難な物件については、写真の提出を持って替えることができる。

(使用料)

第9条 イメージ画の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第10条 商用利用によりイメージ画を使用できる期間は、第6条の規定による承認を受けた日以後の最初の3月31日までとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 第6条の規定による使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた目的のみに使用すること。
- (2) 使用することができる権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 別に定めた形、色等に沿って正しく使用すること。
- (4) イメージ画の直下又は直近に、著作権が守谷市にあることを表記すること。
- (5) イメージ画を使用した物件に、商標権、意匠権その他の権利を設定しないこと。

(使用の承認の変更等)

第12条 使用者が第6条の規定により承認された内容を変更しようとするときは、守谷イメージ画使用変更申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があったときは、その内容を審査の上、使用内容の変更の可否を決定し、守谷イメージ画使用変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認には、条件を付すことができる。

(免責)

第13条 第7条の規定により、市長がイメージ画の使用の承認を取り消したことにより申請者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 使用者は、イメージ画の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに市長に通知し、使用者の責任と負担においてその紛争の処理及び解決を図らなければならない。

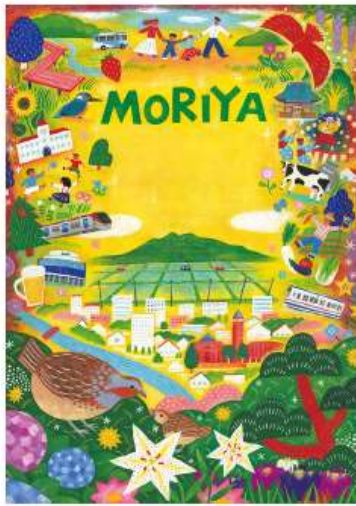
(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

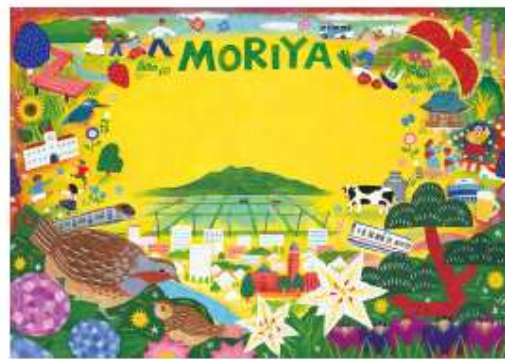
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別図（第2条関係）  
イメージ画基本形



縦型



横型

様式第1号（第5条関係）

守谷イメージ画使用申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者名  
電 話 番 号

印

守谷イメージ画を使用したいので、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的

2 使用範囲

使用対象	<input type="checkbox"/> イメージ画基本形（縦型・横型） <input type="checkbox"/> モチーフ（ ）
使用物件 及び数量	
使用期間	

3 連絡先（担当者，電話番号，電子メールアドレス）

4 添付書類

- (1) 申請者の概要
- (2) 企画書（レイアウト，スケッチ，原稿等）
- (3) その他参考資料

様式第2号（第6条関係）

守谷イメージ画使用承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付で申請のあった守谷イメージ画の使用について、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号 第 号

使用目的	
使用対象	
使用物件 及び数量	
使用期間	

2 承認しない

理由

様式第3号（第12条関係）

守谷イメージ画使用変更申請書

年 月 日

守谷市長 宛て

申請者 住所又は所在地  
名 称  
氏名又は代表者名  
電 話 番 号

印

守谷イメージ画の使用内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 当初使用内容

使用目的	
使用対象	
使用物件 及び数量	
使用期間	

2 変更事項

変更事項	変更前	変更後

3 変更の期日 年 月 日

4 変更の理由

様式第4号（第12条関係）

守谷イメージ画使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

守谷市長

印

年 月 日付で申請のありました守谷イメージ画の使用内容の変更について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認する

承認番号 第 号

変更事項	変更前	変更後

2 承認しない

理由